

# 会 議 録 (HP 公開用)

嘉手納町教育委員会

1. 会議の種類：平成29年度 第6回（定例会）
2. 期 日：平成29年8月24日（木） 午前10時00分～午前11時20分
3. 会 議 場：庁議室

## 4. 会議に出欠した教育委員

職 名	氏 名	出席	欠席	備 考
教 育 長	比 嘉 秀 勝	○		
教育長職務代理者	奥間 千津子	○		
教 育 委 員	宮 里 啓	○		
教 育 委 員	眞 壁 節 子	○		

## 5. 職務上会議に出席した職員

教育総務課長 金 城 睦 和  
教育指導課長 浦 崎 直 哉  
社会教育課長 上 地 康 夫  
中央公民館長 新 垣 美 佐  
教育総務係長 我 那 覇 弥 生  
教育指導係 宮 城 健

傍聴人 入室（公開）

教 育 長：ただいまから、平成29年度第6回定例教育委員会会議を開会します。はじめに、会議規則第6条に基づき非公開事項についてお諮りします。本日の協議題等について、議案第9号は会議規則第6条第1項第3号にあたる非公開事項に該当します。従って、当該1協議題の審議については非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：異議なしと認めます。それでは議案第9号の審議は非公開とします。また、公開とされた議事進行中に、新たに非公開が妥当とされる審議事項が出された場合には、改めて非公開の発議をお願いします。続いて会議規則第15条

に基づき、本日の会議の進行についてお諮りします。議案第9号の審議が非公開とされましたので、始めに教育長諸般の報告、次に報告第21号及び報告第22号、その他の事項の審議を行い、その後に非公開の議案第9号の審議の順に進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：異議なしと認めます。会議の進行について決定しましたので、これから会議をはじめます。

## 6. 教育長諸般の報告

教 育 長：まずは教育長諸般の報告を行います。お手元の報告書をご覧ください。（※資料参照）

昨日、8月23日に県教育委員会施策に関する中頭地区協議会が開かれまして、気になる数字がございましたので、それについて報告及び皆さんのご意見を頂戴したいと思います。（※資料参照）PTA会長を経験されたことのある宮里委員、勤務時間についてどう思われますか。

委 員：人口の少ない割に多いと思う一方、沖縄は自殺率もトップだと思うので、これは教育現場だけの問題ではなく、沖縄の持っている負の部分ではないのかということも加味しないと、沖縄の教員や環境だけが駄目だというわけではなく、沖縄というところが何か負の部分を持っているのではないのかということを考えないといけないという気がします。先日、残業代の未払いや、労働環境を改善しなかったということで、県内企業の社長がサブロク協定違反で逮捕されました。私が以前勤めていた銀行では、残業代が予算化されていましたが、労働基準監督署で引っかかって強制捜査が入りました。これらがここまで捜査されているので、1教育委員会の話では無く、もっと監督官庁が入ってくるレベルで、民間であれば誰かが逮捕されるくらいだと思います。教員の負担の根源が部活動ではなく、週休二日になって、休めているはずなのに休めていない、帰宅していても気持ちは学校に残したままという環境があるとすれば、時間については国も見直しを始めているはずですが、日本人はワーカホリックと言われ、日本人は働き過ぎだとバッシングがあった時に、労働時間を国策として縮めました。日本人は勤勉さの国民性があるので、今一度先生方の勤務時間を見直すと、土曜日の半ドンもありなのかもしれません。正しいかはわかりませんが、それも含めて考えていかなければいけないと思います。今週月曜日から中学校で朝立ちを始めています。朝の15分、私がいることで何も変わる訳ではありませんが、「私が生徒指導の先生の仕事を手伝えることは出来ないけども、先生と語らう中で、何らかの心の拠り所

になればいいのかな。」という思いがあります。労働環境は一朝一夕には改善しないにしても、そういった寄り添う気持ち等があれば、もしかすると、何か心の変化はあるのではないかと私は感じます。

教 育 長：学校や教員の現状等はどうですか。

教育長職務代理人：『「教師たちの時間」を』とタイトルがありますが、私はまさしくそうだと思います。子ども達との時間が長くなったものですから、6時間の授業を終え、帰りの会をして、個別指導等をするので5時前に下校させることとなります。それからまた、教材研究やテストの採点等がありますので、労働時間を何時までと決めるのは難しいのではないかと思います。どういう改善策があるのかと考えましたが、私としては、今、やはり教師の数をもっと増やすべきではないかと思います。チーム学校を大切にしながら、学級2編成やチームティーチングを行い、どうにかして学級担任の役割を分担できれば、もう少し緩和されるかと思っています。今、個人情報保護の観点から、テストを家で採点することでもできませんし、よいこのあゆみをつけることも出来ませんので、全部学校でしなくてはならなくなり、そうすると勤務時間内に終わるのが難しくなります。部活動をはじめその他のことについても、いかに地域や保護者に返していくか、応援を頼んでいくか等の工夫もする必要があるのではないかと思います。

教 育 長：いろいろな切り口から改革していかなければならないと思います。地域の方々の力を学校にということも1つのポイントになりそうですね。学童等の負担はどうですか。

委 員：個人差があるので、各クラスの運営はちゃんとできているけれども、子どもと向き合う時間がなかなか取れないというのも教員の資質にもよりますよね。避難訓練について例を挙げると、ある先生はちゃんと熟知して、問題提起として挙がっていることを取り入れながら、その日だけでは無く、子ども達に日々何か起きた時にはという説明が出来ている、ある先生は、授業の一環として終わる等、やり方はみんな様々だと思います。それを他のクラスの先生が感じた時には、声を掛ける、提案する、ヒントを与えるという形にせず、「各クラス違うよね。」で終わってしまうと、そのクラスだけいろいろな問題について取り組めていない、当たり前なのが浸透されていないクラスが出てきてしまうと思います。事務的な物は手抜きできない状態ですし、1番困り感があるのは、保護者との信頼関係を築くのに、皆四苦八苦していると思います。例えば、今日も新聞に石垣市の報道がありましたが、保護者が子どもから話を聞いて学校に来たということは、子どもは親にだけ発した言葉ではなく、周りの子ども達から隣のクラスの先生方にもきっと情報が届いていたと思うのですが、それが「ちょっと様子を見よう。」というこ

延び延びになって、公になっていったのかなと思います。

教 育 長：指導の統一が図れずに、そこから起きる保護者からのクレームや、質問等への対応ですね。校長経験者の教育指導課長は、保護者からのクレームや対応等の経験はございますか。

教育指導課長：はい、保護者への対応はほとんど管理職が行います。学級担任が1人で抱え込まない雰囲気为学校現場で作らなくてはならないと思います。何かあったらすぐ教頭、校長へ連絡しなさいということを、常に伝えます。その時にどういう対応をするかという方針を決めて、これは学年主任、これは生徒指導主任、校長が必要なら校長が対応という形でレベルを決めてやっております。今、学校が忙しくしている理由は何かということ、事務処理が多いということ、それから会議が多い、長いということが挙げられるかと思います。そういった意味では、業務を改善していくということを各学校にプランとして出して頂くということも、管理職の発想、アイデアを生かしながら、やはり子どもと向き合う時間を確保するというのが、国の1番大きなねらいだと思いますので、そういったことをやっていくことが大事かと思います。それから、行事の精選です。例えば、運動会が終わったら数日して運動会の反省をする時間ということで会議を行い、これが次年度の計画に繋がります。次年度はまた担当が新しく少し見直して新しい実施要項を作っていくわけですが、この流れを少し改善していく必要があるのではないかと思います。運動会が終わったらすぐに反省をして、担当はすぐ次年度の実施要項を作って、管理職と調整しながらこれをデータとして置いておき、次年度はその担当がその実施要項を読み上げるだけで進めていくというやり方をしていけば、ある程度効率化できると思います。そういう、今まで学校行事でやっていたことが、少し時間を掛け過ぎていたやり方になっているということがあります。やはり教育には一貫した取組みも必要かと思います。本町は幼稚園が2園、小学校2校、中学校1校ですので、幼小中でこういうことは揃えて取組みましょうということが出来る地域だと思っています。例えば掃除のあり方について、小学校1年生でこういうやり方をしていくと、2年生でも同じようなやり方になってきます。学校の先生方というのは、年を明けると全てリセットして0から教えようとして、新しい掃除の仕方を教えているので、そうすると4月はとても忙しい時期になってしまいます。1年生の時にしっかり教えたことをその通り2年生でもさせて上げていくと、6年生になると指導しなくても掃除の仕方をわかっているし、そういったことを授業を始めるときにも、そういう躰の面でもこういったことをしていきたいと思いますと積み上げていけば、特に指導することも無く、今までやってきたとおりにやっていくという形で、統一、一貫した教育が出来ていけば、だいぶ負担も軽減できるかと思っています。

ます。それから、先生方の気持ちとしては、『多忙感』という言葉と『多忙化』という言葉があると思いますが、多忙感というのは、一生懸命忙しく頑張っても、充実していたらやはり多忙感は感じません。充実感に変わっていきます。そういった意味は、やって良かったというところも、認めてあげて、言葉掛けを同僚や管理職からやっていくことが大切かと思えます。そういったフォローをしてあげるといことが、今後大事かと思っています。

教 育 長：ありがとうございます。一朝一夕にはいかなない業務の改善も必要だし、改正も必要だし、何せ保護者との対応にこれだけ多くの時間を割いて、生徒指導上の問題であろうと何であろうと、クレームが来た場合はそのクレームに対応して、きちんとコミュニケーションが取れるまでというのは、大変な精神的負担も時間も必要になってきます。そういったものは、まさに多忙感の最たるものだと思います。それから、今ありましたように学校現場での指導は継続していくことが大事です。1年生で教えたら、1年生で教えたものは2年では教えずに次のものを教えるということをししないと、また0からというスタートは無ないようにしないといけません。ですから、各学年段階で定着させるべきものはきちんと定着させて、次の学年に送り出すということは、やはり学校における大きな課題だと思います。それから先ほど、多忙化の原因は事務処理と会議がまず挙げられるということでしたが、これらはなぜ増えたと思えますか。私は、これは保護者や地域等、パブリックが要求したものだと思えます。「教職員が何をしているのか公表しなさい。」等のパブリックの要望が、結局我々公務員だけではなく、会社も全て、対応せざるを得ない時代性となっていると思えます。これは今日で結論が出せる物ではありませんが、せめて退勤時間はきちんと把握して、学校長は健康管理もさることながら、サービス管理もしましょうということを進めています。以上をもって、教育長諸般の報告に代えさせて頂きたいと思えます。ありがとうございます。

## 7. 報告事項

### ①報告第21号

学校給食未納分の不能欠損処分について

教 育 長：報告について、説明をお願いします。

教育総務課長：7月5日に学校給食共同調理場運営委員会にて承認頂いた件でございます。(※報告読み上げ)

教 育 長：質疑はございませんか。



委員：平成19年度となっていますが、未収金の場合、民法上は何も請求を起こさなければ2年で時効となりますが、今は平成29年度なので、来年は平成20年度の処理をすることになりますか。期間というのはこんなものなのですか。

教育総務課長：不能欠損処分と言うのは、次年度は平成20年度、その次は平成21年度となり、10年前のものについては不能欠損処分することが平成25年度の運営委員会の決定事項とされています。そのため、過去10年間のものについては、処理していくことになっています。

教育長：その間は、督促等しているのですよね。

教育総務課長：はい、しています。

教育長職務代理者：平成19年度の分が平成29年度に不能欠損処分になるわけですが、昨年どれくらい支払いがあったのでしょうか。

教育総務課長：昨年度の過年度分の給食費の実績としましては、収入額として38,690円です。

教育長職務代理者：学校給食の補助が始まったのは、いつでしたか。

教育総務課長：平成23年度です。

教育長職務代理者：では、平成22年度分までの給食費として、昨年度は38,690円の収入があったということですね。

教育総務課長：そうです。生活困窮世帯や生活保護世帯の方々の滞納が多いため、徴収が難しい状況にあります。

委員：でも生活保護世帯は免除ではありませんでしたか。

教育総務課長：現在は免除という形で、直接福祉事務所から調理場に入るようになっていますが、過去においては生活保護費を一旦本人に支払って、本人が納めていたもので、保護者には支払われているけれども、保護者が滞納しているという形です。

委員：以前、保育料未納の件で家庭訪問した際、ただ督促を送るだけでは無く、役場職員と所長とで訪問することによって、納付率が少し上がったようでした。督促状だけだと「また来た。」という感じかもしれませんが、何回か足を運びながら「食事とった分を支払うのは当然ですよ。」と伝えることによって、意識して納付してもらえるかと思います。

教育総務課長：これについては、年1回訪問督促という形で、現在も行っている状況でございます。それでも、生活が苦しい等の理由でなかなか支払っていただけないのが現状です。

教育長：給食費の支払いについては、各市町村大変な未納率です。徴収率が93%となると、1品減らさないといけなくなります。読谷村の喜名や座喜味では100%ですが、古堅校区では93%を切って1品減らすことになり、「ちゃんと収めているのに、なぜ私達まであおりを食わないといけないのか。」と

いうクレームに繋がっていました。良かれと思って始めた学校給食が今、こういう状況になっていて、本町は行政からの補助があるお陰で、調理場としても美味しく栄養の行き届いた給食が提供できております。他にご質問やご意見はありませんか。ご異議ございませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは報告第21号学校給食未納分の不能欠損処分について承認いたします。

## ②報告第22号

嘉手納町立幼稚園利用者負担額等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の公布について

教 育 長：報告について、説明をお願いします。

教育指導課長：（※報告読み上げ）詳細については、担当よりご説明申し上げます。

教育指導係：資料をご覧ください。（※資料読み上げ）

教 育 長：質疑はございませんか。これは、上位法の改正を受けての改正ですか。

教育指導係：はい。今年の3月31日に内閣府より、第2階層非課税世帯の第2子以降を半額から無料するように告示がありまして、それに習い改正しました。

教 育 長：上位法が改正されましたら、地方はそれに従って改正して、更に手厚い支援になるということですね。他にご質問やご意見はありませんか。ご異議ございませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは報告第22号嘉手納町立幼稚園利用者負担額等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の公布について承認いたします。

## 8. その他

### ①町歌について

教 育 長：その他についてありましたらお願いします。では私からございます。新教育委員会制度を導入して総合教育会議が持たれ、町の教育目標が設定され、「嘉手納を愛する」という文言から始まっております。嘉手納を愛する子ども、そして学び続ける大人を育む、あるいは大人も嘉手納を愛するような、そういう資質をどう育もうかということで、町長と一緒に考えて、町歌を取り入れることにいたしました。これは、議会事務局まで協力願いを出し、各学校長にそのようにやって貰うように伝えてあります。なぜかという、嘉手納

町では、嘉手納の良さや特色があまり町民に理解して貰えておらず、「嘉手納を愛する」という言葉や態度が作れないのではないかとということで、まず町歌に親しみ、嘉手納の良さを理解して貰うということで、庁議や管理職会議、教育委員会の事務局会議でも申し合わせました。時報には挿入できないので、役場でも今どう流すかということで、総務課長は頭を痛めているようです。町歌の歌詞を見れば、嘉手納の良さや特色が謳われていて、これを歌う中で嘉手納の良さを味わい好きになる、人に自慢する、我が町に誇りを持つという資質が育っていく過程に町歌をぜひ採用しましょうということを提案しました。先だって開催された叙勲受章祝賀会では、斉唱は出来ませんでした。開会10分前から町歌を流し、心豊かな青少年を育む夕べでは斉唱を入れました。町民がこぞって集まるような場では、出来るだけ町歌を歌ったり親しんだりしましょうということで提案しましたことを、委員の皆さんにもお知らせいたします。町歌のCDについては、2幼稚園、2小学校、1中学校まで配り、朝やランチタイム下校時間等の放送等でせめて1日1回は流して子ども達の耳に入れて欲しいとお願いしている次第であります。

傍聴人 退室（非公開）

## 9. 協議題

### ①議案第9号

嘉手納町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。ご異議ございませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：では、議案第9号嘉手納町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について承認いたします。それでは、これで第6回定例教育委員会会議を閉会したいと思います。お疲れ様でした。



10. 会議録の署名人

教 育 長 比 嘉 秀 勝 印

教育長職務代理者 奥 間 千 津 子 印